

重 要 事 項 説 明 書

(令和7年7月1日現在)

お客様に対する介護サービスの提供開始にあたり、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）の第4条に基づいて当施設が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	福島県社会福祉事業団
法人所在地	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 太田 健三
電話番号（FAX）	0248-25-3020 （FAX 0248-25-7673）

2 事業所の目的と運営の方針

事業所の種類	指定介護老人福祉施設
事業所の目的	お客様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。
事業所の名称	特別養護老人ホーム福島県飯坂ホーム
事業所番号	福島市 0770101046 号
事業所の所在地	〒960-0201 福島県福島市飯坂町字上原26-1
施設長名（管理者）	熊田 智真
電話番号（FAX）	024-542-5124 （FAX 024-542-0450）
運営の方針	お客様の意思及び人格等を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供します。
指定年月日	平成12年4月1日
利用定数	100名

3 施設の概要と主な設備

（1）施設

敷	地	5,755.51 m ²
建 物	構 造	耐火構造二階建
	延べ床面積	4,561.04 m ²

（2）主な設備

設備の種類	数	面	積
居 室	100	一部屋あたり	10.73 m ²
共 同 生 活 室	10	1ユニットあたり	27.09 m ²
機 能 訓 練 室 (地域交流スペース内)	1		34.83 m ²
浴室(1F機械浴槽室)	1		14.00 m ²
浴室(2F機械浴槽室)	1		47.85 m ²
浴室(1F一般浴槽室)	2		10.50 m ²
浴室(2F一般浴槽室)	2		10.50 m ²
浴室(2F一般浴槽室)	1		11.55 m ²
医 務 室	1		36.08 m ²

4 職員体制

職 種	員 数	基 準 員 数	職 務 内 容	資 格
管理者（施設長）	1	1	施設の業務の掌理及び職員の指導監督、お客様に対して満足のいくサービス提供を図る	
生活相談員	1	1	お客様及びその他家族との連絡調整、お客様の相談業務	社会福祉士
介護支援専門員	1	1	施設サービス計画の作成等	介護支援専門員
介護職員	45.9	お客様3人に対して1人	生活介護全般	介護福祉士等
看護職員	4		健康管理及び看護業務	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1	1	リハビリテーションの実施及び介護職員に対する指導	あん摩マッサージ指圧師
その他の職員	5	1	事務員、営繕員他	
管理栄養士	1	1	献立の作成及び栄養管理業務	管理栄養士
医師	（非常勤）2	（非常勤）1以上	健康管理及び健康相談業務、認知症及び精神疾患の相談業務	医師

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 形 態	勤 務 時 間
管理者（施設長）	通 常	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
生活相談員		
その他の職員		
機能訓練指導員		
介護支援専門員		
管理栄養士		
看護職員		8 : 4 5 ～ 1 7 : 4 5
介護職員	早 出	7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
	通 常	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0
	遅 出	1 3 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0
	夜 勤	2 2 : 0 0 ～ 7 : 0 0

6 事業所サービスの概要

（１）介護保険給付サービス

サービスの種類		内 容
サービス計画の立案		担当の介護支援専門員が、お客様の要介護度に応じて、お客様又はご家族の選択により、心身の介護サービス提供のための介護サービス計画を作成します。
介護	食 事	食事は出来るだけ離床して食べていただけるよう配慮します。 また、お客様個々の栄養状態に応じた栄養ケア計画を策定し栄養管理を行います。 ＜食事時間＞ 朝 食 7 : 3 0 ～ 8 : 3 0 昼 食 1 1 : 3 0 ～ 1 2 : 3 0 夕 食 1 7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0
	排 泄	お客様の状況に応じて適切な排泄介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

	入 浴	年間を通じて週 2 回以上の入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は特別浴も可能です。
	離 床 着 替 え 整 容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人の尊厳を重視し、適切な整容が行われるよう配慮します。 シーツ、包布類の交換は月 2 回を基本として実施します。また、必要に応じてその都度交換します。
	機 能 訓 練	機能訓練指導員によるお客様の状況に適合した訓練を行い、身体機能の維持と低下の防止に努めるようにします。 (当施設の保有する主なリハビリ器具：歩行器、車いす、滑車、温熱器等)
	健 康 管 理	嘱託医師による内科、精神科の定期診察を行い健康管理に努めます。日常の健康観察を重視し、疾病の予防に努めます。 急病、急変等の場合は、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 その他必要に応じ医療的な対応を速やかに行います。
	相 談 及 び 援 助	お客様及び家庭等のお客様に関わるいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
	社 会 生 活 上 の 援 助	行事、レクリエーション、趣味、娯楽等への参加・活動を出来る範囲で援助いたします。 行政機関に対する手続き等については、お客様及びご家族の状況によっては、代わりに行います。
	上記法定サービスの 利 用 料 金	施設介護サービス費：上記介護保険給付対象サービス費の原則 1 割負担となります。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	料 金
居 住	ユニット型施設のため個室となっています。	1 日当たり 2, 0 6 6 円
食 事	管理栄養士が作成する献立表により、栄養と身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。	1 日当たり 1, 4 4 5 円
理 容 ・ 美 容	施設内、あるいは理・美容店において希望によりご利用できます。	実 費
行 事	施設行事や外出等で、飲食したり買い物したりする費用です。	実 費
お や つ	希望により購入します。	実 費
金銭等管理サービス	年金、医療費、保険料、食事代、介護サービス費、日用品代等の出納管理を行います。	月額 2, 0 0 0 円

日常生活品等の購入 代行サービス	希望による日常生活用品及び特別な商品などの買い物を代行いたします。（代行料は無料）	購入物品代のみ実費
特別な食事	基準食事以外の注文による食事です。	実 費
介護保険での給付を超える特別な介護サービス	相談により対応できる範囲でサービスを提供いたします。	実 費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	健康管理のうち、本人若しくは家族の同意を得て行うインフルエンザ予防接種、生活習慣病健診等にかかる費用です。	実 費
	お客様の持ち込んだ1家電の使用料金 コピー代 その他の日常生活費	月額1,000円 1枚10円（白黒） 実 費
入院時の必要物品等の調整代行サービス	入院の際、入院証のサインや必要物品の準備等は家族の対応となります。 家族が遠距離などでやむを得ず、対応できない場合は、家族からの依頼により施設が家族に代わって業者に必要物品の連絡・注文を代行いたします。（代行料は無料）	購入物品代等実費 手数料実費 業者による洗濯代実費

※ 「6 事業所サービスの概要」の「（1）介護保険給付サービス」及び「（2）介護保険給付外サービス」に係る料金については、別紙「福島県飯坂ホーム（特別養護老人ホーム）利用料金表」をご参照ください。

7 福祉サービス第三者評価

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成30年2月8日
実施した機関の名称	NPO法人福島県福祉サービス振興会
評価結果の開示状況	各部署にて写しを保管。申し出により常時閲覧可能です。

8 苦情解決制度

（1）苦情等申立先

	利 用 者 受 付 窓 口	
	福島県飯坂ホーム	事業団事務局
受付担当者	次長兼業務係長 真船 靖	施設事業課長 遠藤 晃
解決責任者	園 長 熊田 智真	事務局長 関谷 勝浩
ご利用時間	毎日（月～金） 8：30～17：30	
ご利用方法	面接：施設等へ直接おいで下さい。	
電話番号	024-542-5124	0248-25-3020
FAX番号	024-542-0450	0248-25-7673
そ の 他	郵送にも対応します。 担当者不在の場合は代理の者が対応します。	福島県西白河郡西郷村大字小田倉 字上上野原5-3

(2) 苦情解決第三者委員

氏 名	住 所	電話番号
二階堂信子	福島市飯坂町字十綱町20-1	024-542-2613
菅野 英昭	伊達郡保原町金原田字中屋敷45番地	024-576-6885

(3) 福島市役所介護保険課介護給付係

住 所	福島市五老内町3番1号（本庁舎2階）
電話番号	024-525-6587

(4) 福島県運営適正化委員会

住 所	福島市渡利字七社宮111番地（福島県社会福祉協議会内）
電話番号	024-523-2943

(5) 福島県国民健康保険団体連合会

住 所	福島市中町3-7
苦情専用電話番号	024-528-0040

9 協力医療機関

医療機関の名称	ふくしま心臓と血管のクリニック	福島第一病院
院長名	瀬戸 夕輝	小川 智弘
所在地	福島市御山検田60-1	福島市北沢又字成出16-2
電話番号	024-563-3065	024-557-5111
診療科	内科、外科・循環器内科、心臓血管外科	内科、外科、歯科他
診察時間	9:00~12:30 14:00~17:30	8:30~16:30
入院設備	無し	完備

医療機関の名称	総合病院 福島赤十字病院
院長名	鈴木 恭一
所在地	福島市八島町7-7
電話番号	024-534-6101
診療科	内科、リハビリテーション科外
診察時間	8:30~15:30
入院設備	完備

協力医療機関（歯科）

医療機関の名称	伊達デンタルクリニック
代表者名	浅野 栄一郎
所在地	伊達市岡前20番地8
電話番号	024-584-3501
診療科	歯科、矯正歯科、口腔外科
診察時間	10:00~20:00

10 非常災害の対策

非常時の対応	福島県社会福祉事業団非常事態対策本部設置要綱及び総合防災対策委員会設置要領、福島県飯坂ホーム消防計画により対応します。
近隣との協力関係	飯坂町民及び地元消防団の応援協力体制があります。

防 災 訓 練 と 主 な 防 災 設 備	毎月1回防災訓練等を実施しています。 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、防火扉、一斉放送設備など設置しています。	
消 防 計 画 等	消防署への届出	令和7年4月1日（毎年届出）
	防火管理者	真船 靖

1 1 衛生管理等の対策

衛生管理等の対策	感染症もしくは食中毒の発生を防止し、また発生した場合でも蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保ちます。また、各号に掲げる措置を法人及び施設で定める「感染症対策マニュアル」に準じて講じます。 (1) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。 (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。 (3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施します。
----------	--

1 2 業務継続計画の策定

業務継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
-----------	--

1 3 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の対応	事故防止に努めておりますが、万一事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに家族等に事故の発生状況及び今後の対応等について説明し、市町村及び担当の居宅介護支援事業者（居宅サービス利用者に限る）等にも報告いたします。
損 害 賠 償	万一の事故に備え、賠償責任保険に加入しております。サービスの提供によりお客様に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって賠償いたします。

1 4 虐待防止対策

虐 待 防 止 対 策	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、職員倫理綱領等の遵守に関する規程及びお客様への虐待防止に関する指針に基づき、虐待や人権侵害を防止するなどお客様の権利擁護を推進します。
-------------	--

1 5 個人情報保護及び秘密保持

個 人 情 報 保 護	個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、法人が定める個人情報の保護に関する規程に基づき、お客様個人の情報を保護します。 また、他の居宅介護支援事業所等に対して、お客様に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ます。
秘 密 保 持	施設の管理者及び職員は、服務規則等に基づき、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持します。

1 6 ハラスメント防止対策

ハラスメント 防 止 対 策	当施設は労働施策総合推進法を遵守するとともに、法人が定める職場におけるハラスメントの防止に関する規程に基づき、適正な就業環境を整備します。（パワハラ、セクハラ、カスハラ等）
-------------------	--

1 7 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	施設受付窓口の開庁時間は、８：３０～１７：３０です。ご用の方は受付（事務室）までお越しください。 面会は、事前予約制となります。面会日及び面会時間は、原則として、月～土曜日の１０：００～１１：００と１４：００～１５：３０です。面会場所は、１階談話コーナー及び地域交流スペース等です。ただし、その他の時間帯等で面会希望される場合は、事前にお申し出があれば調整することも可能です。
外 出 ・ 外 泊	感染対策の観点から、原則としてご遠慮いただいております。ただし、外出・外泊の理由によりご希望に応じることがありますので、ご希望の場合はお申し出ください。
喫 煙 ・ 飲 酒	飲酒は可能ですが、医師等の指示によりできない場合もあります。全館禁煙となっておりますので喫煙についてはご遠慮願います。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
所持金品の管理	通帳、印鑑等の貴重品は施設で管理させていただきます。本人が所持される場合は、トラブルの原因にもなりますので紛失等に十分注意して保管してください。
動 物 飼 育	ペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	他のお客様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他のお客様の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のお客様の居室等に立ち入らないようにしてください。
不慮の事故	国が定める職員を配置し、見守りや観察を行います。転倒・転落、誤嚥・誤飲、無断外出、お客様間のトラブルによる怪我等の不慮の事故を未然に防止できない場合があります。

